

議案ヲ七七号

三朝町公営企業職員ノ給与ノ種類及ヒ基準ヲを  
定める 条例制定トリテ

三朝町公営企業職員ノ給与ノ種類及ヒ基準ヲを定める  
条例ヲ別紙ノように制定するものとす。

昭和三十八年八月六日提出

三朝町長 坂出 雅 乙

昭和三十八年八月六日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



三朝野公営企業取組の終りの種類及び基準と定める条例

(この条例の目的)

第一條 この条例は地方公営企業法(昭和三十一年法律第三百九十二号)第三十八条第三項の規定に基き三朝野公営企業取組(以下「企業取組」という)の終りの種類及び基準を定めることを目的とする。

(企業取組の取組の分類)

第二條 企業取組の取組の分類は次のとおりとする。

一 一般取組

取組員

二 技能者取組

取組員

(給付の種類)

第三條 企業取組員が常勤勤務を要するもので給付は給付金、

加給及び退職手当とする。

又、加給の種類は特別手当、時間外勤務手当、通勤手当、療養手当、休日手当

とする。

(加給の基準)

第四十条 前条第二項に規定する加給の基準については、この条例及び他の規則で特別の定めのあるものを除くほか三朝所職員の給金に關する条例（昭和三十三年三月三十一日法律第五号）の例による。

二前各条及び三朝所規則に規定する加給の基準は、この規則に定める。

(給料)

第五十条 給料（二項）の勤務時間による勤務に対する報酬であつて加給を除いたものとする。

二各職員の受ける給料は、その勤務の複雑、困難及び責任の程度に依り且つ勤務の強度、勤務時間、勤務環境、その他勤務条件を考慮したものでなければならぬ。

(退職手当)

第六十条 職員が勤続期間六月以上で退職した場合、又は勤務期間六月未満で退職した場合に於て、次に掲げる事由により退職したときは、退職手当を支給する。

一、取制若しくは定数の改廢又は予留の減たより廢取、又は過負を生じたため退取した場合。

三 傷疾 疾病により  
その取に堪えず退取した場合

三、前各号に掲ぐる事項以外の事由により本人の意に及して退却したる場合。

四、在恥中、死亡した場合。

之前の退取手当は次の各号の二に該当する者には支給しない。

一、地方公務員法第三十九條の規定による免職の処分を受けた者。

二地方公務員法第三十八條第六項の規定による失職（同法第三十六條第一号に該当する場合を除く）をした者。

三  
地方公營企業主労働関係法第十一条の規定に該当し退却せられ

八  
者

労働基準法第三十条及び第三十一条の規定により解雇予告手当を支払う場合には、これに相当する額を減額して返取手あきとし支給するものとする。

公傷後翌月六月以上で退却した取具が退却日の翌日から起算  
 して一年以内で失業者として居る場合において、その者が失業者保険  
 料を規定する失業者保険金の額に達する退却年当の支給を受け

ていふときはその差額に相当する金額を同法の規定による  
基金償還金の支払額の条件に従ひ返取相当と支給する。

(支給額決定の基準下)

第七條 一般職に属する職員給付の額は三朝所職員給付に  
関する条例に規定する職員給付の額を基準とし企業の特  
殊性及実態を考慮して定めるものとする。  
又技能労務職に属する職員給付の額は別に定める。

(給与の減額)

第八條 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、  
生命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない一  
日につき勤務一時間当りの給料を減額して支給する。

(賃金等と雇用する職員給付)

第九條 職員以外のものについては職員給付との均衡を考慮  
して賃金を支給する。

(職員の身分の特例)

第十條 三朝所職員給付に関する条例の適用を受けて居る

職員でこの条例の適用を受けることとなつた職員、の身分取扱ひ及び  
給与は三朝町職員の給与に関する条例の適用を適用することが  
できる。

### （補則）

第十一條 この条例で定めるもののほか必要な事項は別に定める。

### 附 則

一 この条例は公布の日から施行し昭和三十一年九月一日より適用する。  
又、この条例施行の日現に三朝町職員の給与に関する条例の適用  
を受けて居た職員の身分取扱ひ及び給与については尚従前の例に  
よる。